

記入例

新規・変更（令和 年 月支払分～）

倉敷市 介護保険高額介護（介護予防）サービス費・高額介護予防サービス費相当事業費 支給申請書

被 保 者	氏名	フリガナ クラシキ タロウ		被保険者番号	
		倉敷 太郎		0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	
	生年月日	明(大)昭 11年 2月 3日	個人番号		
	性別	男(○) ・ 女	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		
住所	倉敷市西中新田640番地				
		連絡先電話 (宅電・携帯・呼出)		(086) 426-3343	
世 帯 構 成	氏名	生年月日	性別	介護保険の被保険者の場合 被保険者番号	
	世帯主	倉敷 太郎	原大 昭年 7 8 9	男(○) 女	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	世帯員	倉敷 花子	原大 昭年 10 10 1	男(○) 女	0 1 1 1 2 2 2 3 3 3
	世帯員	倉敷 藤子	原大 昭年 23 4 15	男(○) 女	4 4 4 5 5 5 6 6 6 6
世帯員			男 女		
倉敷市長 敬て 上記のとおり、高額介護（介護予防）サービス費・高額介護予防サービス費相当事業費の支給を申請します。 今後支給される高額介護（介護予防）サービス費・高額介護予防サービス費相当事業費は、下記口座に振込ん てください。なお、市が私および私の属する世帯の世帯員について、公簿等の課税状況等を調査することに異 議ありません。 令和 3年 4月 1日 申請者名（被保険者） 倉敷 太郎					
口 座 振 込 依 頼 欄	金融機関の名称	銀行 岡山	信用金庫	信用組合	農協
			本店 倉敷	支店	支所 出張所
	預金種別	1 普通	2 当座	預金	口座番号
					1 2 3 4 5 6
フリガナ	クラシキ タロウ		(右つめ)		
口座 名義人	倉敷 太郎				

氏名・住所は被保険者証と同じ内容で記入してください。連絡先の電話番号も記入してください。

被保険者名で申請してください。
(ただし、亡くなった人では申請できません)

振込先口座を記入してください。

<注意事項>

- 上記太枠内を記入してください。誤りを訂正する場合は、二重線ををして署名又は押印してください。修正テープ等は使えません。申請者名欄に記名・押印があり、枠外に申請者名欄と同じ印があれば捺印として取り扱います。
- 被保険者本人以外の口座に振込みを希望される場合は、委任状（裏面）が必要です。

裏面

(裏面)

この委任状は、表面にある「口座振込依頼欄」の「口座名義人」が、申請者（被保険者）と名義が異なる場合のみ、記入してください。

委 任 状	
倉敷市長 敬て	
私（委任者）は次の者を代理人と定め、高額介護（介護予防）サービス費・高額介護予防サービス費相当事業費の受領に関する権限を委任します。	
委任する人（委任者）	委任される人（代理人）
住所	住所
申請者	口座名義人
氏名	氏名

委任状は申請者と口座名義人が違う場合に記入・押印してください

<注意事項>

- 「委任する人」は表面の「申請者（被保険者）」と同一になります。
 - 「委任する人」欄は本人署名のほか、記名・押印（本人のもの）または顔写真入りの身分証明書の写しの添付等で本人確認をする必要があります。
 - 「委任される人（代理人）」は表面の「口座名義人」となる方を記入します。表面の「口座名義人」の記載と一致している必要があります。
- *原則、法人名義の口座には振込みができません。

成年後見人が選任されている場合の注意点

被保険者・・・倉敷太郎

成年後見人・・・岡山一郎の場合

●申請者名

申請者名欄には、被保険者の氏名ではなく、後見人の氏名を自署（自署以外の場合は、記名、押印及び顔写真入りの身分証明書の写しの添付）してください。

例) 申請者名：倉敷太郎 成年後見人 岡山一郎

●振込口座

後見人名義の口座を記入してください。（原則、被保険者本人名義の口座は受付できません。）ただし、後見人自身の口座では受付できません。

例) ○・・・ 口座名義人：倉敷太郎 成年後見人 岡山一郎

×・・・ 口座名義人：岡山一郎

●添付書類

成年後見人であることを証する書類が必要です。下記①②のいずれかの提出をお願いします。（いずれも写しで構いません。）

① 後見開始の審判書及び確定証明書（※1）

② 登記事項証明書（※2）

※1 確定証明書は審判書を受けとってから、2週間が経過し、即時抗告の申立てがないときに請求できます。請求先は、審判を受けた家庭裁判所になります。

※2 登記事項証明書は法務局で取得できます。窓口で請求する場合は、岡山地方法務局本局に、郵送請求の場合は、東京法務局後見登録課へ請求を行います。（倉敷支局では取り扱っていません。）

●その他

- ・ 法人が成年後見人の場合で、申請者若しくは口座名義人又はその両方が担当者の場合、担当者への委任状も別途必要です。
- ・ 保佐人、補助人の場合も基本的には成年後見人と同様です。ただし、保佐人・補助人の場合は、権限の範囲がそれぞれのケースによって異なります。高額サービス費等支給申請・受領が権限の範囲に含まれているかをご確認ください。ご不明な場合は介護保険課給付係（Tel 4 2 6 - 3 3 4 3）までお問い合わせください。